市税に係る返還金の取扱要綱

平成４年１２月４日　市長決裁

（目的）

第１条　この要綱は、固定資産税及び都市計画税の課税誤りに基づき納付された市税で、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定によっては還付することができない過誤納金に相当する額（以下「還付不能金」という。）及びこれに係る利息相当額（以下これらを「返還金」という。）を納税者に返還することにより、納税者の不利益を補填し、もって税負担の公平の確保と行政に対する信頼の回復を図ることを目的とする。

（支出の根拠）

第２条　返還金は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３２条の２（寄附又は補助）の規定に基づく寄附金として支出する。

（返還対象者）

第３条　返還金を受けることができる対象者（以下「返還対象者」という。）は、固定資産税及び都市計画税の課税誤りに基づく市税を納付した納税者とする。ただし、当該納税者が死亡している場合は相続人を返還対象者とし、相続人が複数の場合は相続人の代表者を返還対象者とする。

（返還金の範囲）

第４条　返還金は、次に掲げる合計額とする。

⑴　還付不能金

⑵　利息相当額（第６条で計算した日数に応じ、還付不能金に民法（明治２９年法律第８９号）第４０４条に規定する法定利率の割合を乗じて得た額とする。ただし、当該利息相当額の端数計算については、地方税法第２０条の４の２第７項に規定する還付加算金の例による。）

（算定期間）

第５条　還付不能金は、支出を決定する日の属する年度から２０年前の年度までの間のものであって、課税誤りの根拠が明らかであるものとする。

（利息相当額の計算期間）

第６条　利息相当額の計算期間の起算日は、過誤納金が納付された日の翌日とし、

終期は、支出を決定した日とする。

（返還金の交付）

第７条　市長は、返還金の交付を決定したときは、返還対象者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により通知したときは、速やかに返還金を返還対象者に支払うものとする。

（支出科目）

第８条　返還金の支出科目は、次表のとおりとする。

| 款 | 項 | 目 | 節 |
|---|---|---|---|
| ２総務費 | ２徴税費 | ２賦課徴収費 | ２３償還金、利子及び割引料 |

（充当の禁止）

第９条　返還対象者に納付又は納入すべき市税の徴収金がある場合においても、返還金を当該徴収金に充当することはできない。

（地方税法の準用）

第１０条　還付不能金を算定する場合は、還付不能金に係る課税処分をすべき年度の地方税法の規定を準用し、課税標準額相当額及び税額相当額を算定するものとする。

（返還金の返還）

第１１条　市長は、偽りその他不正な手段により返還金の交付を受けた者があるときは、その者から当該返還金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成５年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年７月１日から施行する。